

砂 川 市 訓 令 第 4 4 号

令和 7 年 7 月 1 8 日

令和7年度砂川市定額減税補足給付金（不足額給付）支援事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

（ 別 紙 ）

令和7年度砂川市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この訓令は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として砂川市（以下「市」という。）が実施する定額減税補足給付金（不足額給付）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 市が実施する定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「補足給付金（不足額給付分）」という。）は、令和6年度に実施した砂川市定額減税補足給付金支給事業における同給付金（以下「補足給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 補足給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日（以下「支給対象基準日」という。）時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1） ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 補足給付金（当初給付分）の額（補足給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、補足給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、補足給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）

（2） 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

（3） 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専

従者である者

- (4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者
- 2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。
 - (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者
 - (2) 補足給付金（当初給付分）の支給対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
 - (3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

- 第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する補足給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し支給対象基準日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。次項において同じ。）については、同号イを零とする。
- 2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する補足給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し支給対象基準日時点で市に住所を有する者については、3万円とする。
 - 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する補足給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた補足給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される補足給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた金額とする。
 - 4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、補足給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月30日とする。
 - 5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、令和7年10月31日までに支給対象者から申出があり、かつ、当該申出について市長が適当と認めた場合に限り行うものとする。

(受給権者)

第5条 補足給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 補足給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする者であつて、第3条第1項第1号に該当するものは、砂川市定額減税補足給付金支給確認書（別記第1号様式）を、同項第2号から第4号までに該当するものは、砂川市定額減税補足給付金支給確認書（専従者等）（別記第2号様式）を提出しなければならない。

2 支給対象者に対する市による補足給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第2号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 第1項に規定するいずれかの確認書（以下「確認書」という。）に市又は支給対象者が記載した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 現金受領方式 市が確認書の提出を受けた窓口で現金を交付することにより支給する方式

(代理による確認書の提出等)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として確認書の提出及び補足給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 支給対象基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書を提出するときは、当該確認書の代理人への委任欄を記載するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者にあつては別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書の提出期限)

第8条 確認書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により確認書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、当該支給対象者に対し補足給付金（不足額給付分）を支給する。

(補足給付金（不足額給付分）の支給に関する周知)

第10条 市長は、補足給付金（不足額給付）の支給に当たり、支給対象者の要件、支給方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条に規定する提出期限までに確認書の提出が行われなかったときは、やむを得ない場合を除き、当該支給対象者が補足給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、当該支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、やむを得ない場合を除き、当該確認書は取り下げられたものとみなす。

（補足給付金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補足給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った補足給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 補足給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年7月18日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

発行日 年 月 日

砂川市長

砂川市定額減税補足給付金（不足額給付分） 支給確認書

※ 定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した定額減税補足給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：定額減税補足給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年分の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、 年 月 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。

■支給方法、支給口座、支給額を確認してください。

支給方法
支給口座
支給額

※口座番号が空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

■定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の 所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①）	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）
	円	円	円
	令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） 万円		
注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額	令和7年の 所要額（④）	補足給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	補足給付金（不足額給付分） 支給額
	万円	万円	万円
注）定額減税補足給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書 など）の写しを添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右記のチェック欄（□）に×を入れてください。【私は給付金を受給しません □】

上記記載内容に異議ありません。

氏名(署名)		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
--------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

表面に記載された口座を既に解約しているなどの理由で表面の口座とは異なる口座への振込を希望する場合や、口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

表面の記載のある口座に代えて（又は表面の口座欄が空欄の場合）、

- ☐ ①当市の住民税等の引落し、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。（通帳等の写しは不要）

☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座（希望する場合はいずれか1つのチェック欄（□）にレを記入してください。）
- ☐ ②下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写し及び本人確認書類が必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名				支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい				
金融機関番号				1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信協 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座								
				店番号										
ゆうちょ銀行				通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		※	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				1										

※金融機関で口座が作成できない等口座による受給ができない方は、砂川市社会福祉課社会福祉係(0125-74-8103)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、以下の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 住 所
	男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
	日中に連絡可能な電話番号 ()				
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付分)の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給)を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				本人氏名	署名

本人確認書類等貼付欄

①振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

※「2. 振込口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、
記入した振込を希望する口座の確認書類を添付してください。

②本人（代理人）確認書類

(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。

発行日 年 月 日

砂川市長

専従者・48万

砂川市定額減税補足給付金（不足額給付分）支給確認書（専従者等）

※ 定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した定額減税補足給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：定額減税補足給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年分の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、年 月 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。

■支給方法、支給口座、支給額を確認してください。

支給方法

支給口座

支給額

※口座番号が空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

■定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の 所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	円	円	円
			↓ 令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額	令和7年の 所要額 (④)	補足給付金 (当初給付分) 支給額 (令和6年)	補足給付金 (不足額給付分) 支給額
	万円	万円	万円
注) 定額減税補足給付金 (当初給付分) の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書 など）の写しを添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右記のチェック欄（□）に×を入れてください。【私は給付金を受給しません □】

上記記載内容に異議ありません。

氏名(署名)		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
--------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

表面に記載された口座を既に解約しているなどの理由で表面の口座とは異なる口座への振込を希望する場合や、口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

表面の記載のある口座に代えて（又は表面の口座欄が空欄の場合）、

- ☐①当市の住民税等の引落とし、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。（通帳等の写しは不要）

☐住民税等の引落口座☐児童手当等の受給口座（希望する場合はいずれか1つのチェック欄（☐）にレを記入してください。）
- ☐②下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写し及び本人確認書類が必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名		支店名		分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい			
金融機関番号		1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所		1普通 2当座						
		店番号										
ゆうちょ銀行				通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		/	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				10※								

※金融機関で口座が作成できない等口座による受給ができない方は、砂川市社会福祉課社会福祉係(0125-74-8103)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、以下の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 住 所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付分)の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給)を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。					本人氏名
					日中に連絡可能な電話番号 () 署名

本人確認書類等貼付欄

①振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

※「2. 振込口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、
記入した振込を希望する口座の確認書類を添付してください。

②本人（代理人）確認書類

(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。